

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部 第33回本部員会議 議事要旨

日 時 令和3年6月2日（水）午後3時15分～午後3時40分
場 所 県庁5階 502会議室
出席者 知事（本部長）、各部局長等（各本部員等）、特命補佐

1 開 会（午後3時15分）

2 知事挨拶

全国では、新規感染者数が横ばいあるいは減少傾向となる地域がある一方で、依然として増加傾向の地域もあり、予断を許さない状況にあります。9都道府県の緊急事態宣言と5県のまん延防止等重点措置の対象期間が5月31日から6月20日まで延長されたところです。

また、アルファ株よりも感染力が強いとされるデルタ株の感染が各地で確認されており、変異株による感染拡大が大変危惧されます。

県内では、感染力や重症化リスクが高いとされるN501Y変異株への置き換わりが進み、高校や飲食店でのクラスターが複数発生するとともに、感染者からご家族に感染する事例が大変多く見られたところですが、本日まで6日連続で新規感染者数が一桁となるなど、感染状況は落ち着きつつあります。

こうした中、南陽市では、先月、飲食店で発生した複数のクラスターにより感染者が急増したことから、県と南陽市が連携し、南陽市民の皆様に対して不要不急の外出自粛などの合同要請を行っているところです。

本日は、最近の発生状況等を確認するとともに、南陽市を対象とした合同要請の取扱いについて協議・決定したいと考えておりますので、皆さんよろしくお願いたします。

3 協議

（1）新型コロナウイルス感染症の発生状況等について（資料P1～P9）

- 防災くらし安心部長及び医療統括監から、国内及び県内における新型コロナウイルス感染症の発生状況等について報告した。
- 質問、意見なし。

（2）南陽市と連携した感染拡大防止の取組みについて（資料P10～P16）

- 防災くらし安心部長から、南陽市における新型コロナウイルス感染症の発生状況及び県と南陽市の合同要請の今後の取扱いについて説明した。
- 質問、意見なし。
- 知事から以下のとおり発言があった。

それでは、説明のとおり、県と南陽市の合同要請については、6月4日から1週間程度延長し、引き続き感染防止対策に取り組むことといたします。

(3) その他

- 発言なし。

【知事指示事項】

南陽市内で発生したクラスターについては、家庭内や地域での新規感染者数は減少しているものの、いまだ収束には至っていません。さらに、周辺市町においても新規感染者が確認されており、置賜地域の医療体制はひっ迫しています。これらのことを総合的に判断し、南陽市との合同要請を6月4日から1週間程度延長することとしました。

本県の医療崩壊を防ぐためにも、感染防止の取組みをしっかりと進め、何としても感染拡大に歯止めをかけなければなりません。そのため、感染防止の取組みとして3点指示します。

- 1 南陽市においては、不要不急の外出や移動を控え、基本的な感染防止対策を徹底していただくよう、南陽市と連携して、市民にしっかりと周知してください。
- 2 引き続き、積極的疫学調査や幅広いPCR検査をしっかりと進め、感染拡大阻止に全力を挙げてください。
- 3 置賜地域の医療現場の崩壊を招かないよう、受入れ医療機関との広域的な調整や宿泊療養施設の活用など、感染者の療養先の調整をしっかりと進めてください。

県内では変異株の感染増加などにより、感染の再拡大が懸念されますので、一刻も早く感染を収束させられるよう、市民・県民の皆さんと一丸となって、このコロナの難局を乗り越えてまいりましょう。

4 閉 会（午後3時40分）